

2 3 健康増進対策

〔現況及び施策の方向〕

近年、高齢化や生活習慣の変化により、広島県においても、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加している。

このような状況に対応し、健康寿命の延伸を図るため、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを基本とし、望ましい生活習慣の定着に向けた意識啓発や、情報提供・人材育成・市町や関係団体との連携により、県民が健康づくりに取り組みやすい環境整備を行う。

〔事業の内容〕

1 健康ひろしま 2 1 推進事業（予算額 13,955 千円）

令和 6 年 3 月に策定した健康ひろしま 2 1（第 3 次）に基づく施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、健康ひろしま 2 1 推進協議会を開催し、計画の進捗管理や推進方策の協議を行う。

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。

2 健康づくりの体制整備

(1) 市町健康づくり推進協議会の組織育成

市町の実情に応じた健康づくり対策を推進するため、行政機関、保健医療団体、福祉関係団体及び住民組織等からなる健康づくり推進協議会の組織育成を促進する。（昭和 53 年度創設、市町地域保健対策協議会を活用）

第 1 表 市町健康づくり推進協議会（令和 7 年 3 月末現在）

保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数	保健所（支所）名	管轄市町数	設置市町数
西 部	2	0	東 部	3	0
西 部（広島）	7	1	東 部（福山）	2	0
西 部（呉）	1	0	北 部	2	0
西 部 東	3	1	計	20	2

（注）広島市、呉市、福山市を除く。

(2) 市町健康増進計画推進支援

市町の策定する健康増進計画について、所管の県保健所を通じ、その推進を支援する。

〈参考〉市町保健センターの設置状況（令和 7 年 3 月末現在）

保健所（支所）名	設置市町名	設置数	保健所（支所）名	設置市町名	設置数
西 部	廿 日 市 市	1	東 部	三 原 市	1
				尾 道 市	1
西 部（広島）	坂 町	1		東 部（福山）	世 羅 町
西 部（呉）	江 田 島 市	3	府 中 市		1
			神 石 高 原 町	1	
西 部 東	東 広 島 市	4	北 部	三 次 市	3
				庄 原 市	3
			竹 原 市	1	計
	大 崎 上 島 町	2			

（注）1 国庫補助金を受けて整備を行った施設のみ記載

（注）2 広島市、呉市、福山市を除く。

3 普及啓発

健康増進普及啓発の推進

関係者の取組を県民一人ひとりの主体的な健康づくりに結びつけるため、全県的な機運醸成と環境整備を図る。(健康づくりの県民運動化)

また、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」と連携しながら、県民の主体的な健康づくりの取組を支援する。(再掲)

4 健康増進事業等(予算額 39,692 千円)

(1) 健康増進事業(予算額 39,692 千円)

昭和57年度から平成19年度まで、老人保健法に基づく保健事業として、市町が実施主体となり、①健康手帳の交付、②健康教育、③健康相談、④健康診査、⑤機能訓練、⑥訪問指導の6事業を実施してきた。

平成20年度から、これらの事業のうち、基本健康診査が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、医療保険者の責任により実施される特定健康診査・特定保健指導に移行し、その他の保健事業は、健康増進法に基づく健康増進事業として引き続き市町が実施しており、平成25年度からは総合的な保健推進事業が追加された。これら事業に要する費用の一部を負担する。(広島市を除く。)(平成20年度創設)

負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3
肝炎ウイルス検診無料検診メニューの自己負担相当額分：国10/10

事業名	内容
健康手帳	40歳以上の者であって、特定健診等の健診を受けた者、健康教育、健康相談、訪問指導及び健康増進法に基づく健診等を受けた者に利用を促す。 ※平成29年度から交付方法が変更(原則として対象者による厚生労働省HPからのダウンロード)
健康教育	(集団)40歳以上65歳未満の者及びその家族(集団)に対して、健康増進等に関する教育を実施する。 (個別)40歳以上65歳未満の特定保健指導等の対象以外の者に対して、健康増進等に関する教育を実施する。
健康相談	40歳以上65歳未満の者に対し、医師、保健師等が健康に関する指導、助言を行い、必要に応じて血圧測定、検尿等を実施する。 (重点相談、総合相談)
健康診査	(基本健康診査)40歳以上で生活保護受給者等、特定健診の対象外の者を対象として健康診査を実施する。 (歯周疾患検診)20、30、40、50、60、70歳の者に実施する。 (骨粗鬆症検診)40、45、50、55、60、65、70歳の女性に実施する。 (肝炎ウイルス検診)40歳の者及び41歳以上の者であって過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、本検診の受診を希望する者に実施する。 ※ 肝炎ウイルス検診の個別勧奨メニューは、平成29年度から無料検診メニューに変更(40歳以上で5歳刻みの年齢に達する者は、自己負担を伴わない受検が可能) 【負担割合：受診者負担相当額：国10/10、検診費及び個別勧奨経費：国1/3、県1/3、市町1/3】
機能訓練	(平成29年度から廃止)
訪問指導	40歳以上65歳未満の者であって、特定保健指導の対象以外の者に対し、保健師等が家庭における療養方法、看護方法、機能訓練方法等の指導を訪問により実施する。
総合的な保健推進事業	健康増進法第19条の2に基づき市町が実施する各健診等の一体的実施及び追加の健診項目に係る企画・検討を実施する。【平成25年度～】

第4表 医療等以外の保健事業の実施状況

(令和7年3月末現在)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康手帳の交付	—	—	—
健康教育			
集団	19市町 延501回	18市町 延851回	18市町 延630回
個別	1市町 延1回	1市町 延0回	1市町 延0回
健康相談			
総合	13市町 延200回	16市町 延287回	17市町 延381回
重点	8市町 延130回	9市町 延232回	11市町 延209回
健康診査			
基本健康診査	303人	317人	369人
機能訓練	—	—	—
訪問指導	13市町 992人	15市町 758人	14市町 1,277人

(注) 1 広島市を除く。

(注) 2 健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の4事業については、65歳以上は、平成18年度から地域支援事業（介護予防事業）に移行し、保健事業の対象外となっている。

(2) 特定健康診査・特定保健指導の推進

県民の健康の保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導を推進する。

事業名	事業内容
特定健康診査	○ 40歳～74歳の対象者に対し健康診査を実施する。 【基本的な検査】 ・身体計測（身長、体重、腹囲等） ・血圧・血液検査（血糖、脂質等） ・尿検査（糖、蛋白）・診察 【詳細な検査：医師の判断で実施】 ・眼底検査、貧血、心電図、血清クレアチニン検査
特定保健指導	○ 特定健康診査の受診者のうち、腹囲、BMI、血圧、血糖、血中脂質検査等の結果により指導対象者を選定。 ○ 「動機付け支援」と「積極的支援」に対象者を分けて各指導を行う。 ・動機付け支援：原則1回の指導後3か月経過した後に生活習慣の改善状況を評価 ・積極的支援：3か月以上の継続した指導後に評価

5 健康経営の推進（予算額 2,300千円）

「健康経営」実践企業の拡大推進（予算額 2,300千円）

- 県内企業の経営者等を対象に、「健康経営」を継続するために必要な具体の技術的支援を目的とした継続セミナーを開催する。（令和3年度創設）
- 「健康経営」に特に積極的に取り組む企業を健康経営優良企業として表彰する。（令和2年度創設）
- 健康増進に関して連携協力協定を締結している企業の営業社員から、中小企業の経営者等に「ひろしま企業健康宣言」へのエントリーを働きかける。（令和3年度創設）
- 健康経営の具体的取組等について悩みを抱えている企業に対し、健康経営アドバイザーの派遣を行う。（令和6年度創設）

第5表 健康経営に取り組む中小企業数

(年度末現在)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
「健康経営」に取り組む中小企業数	4,015社	4,735社	5,239社

(注) 「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標である。

6 介護予防（予算額 18,817 千円 ※24 地域支援対策 1 地域包括ケアの推進 (1) の一部）

(1) 地域づくりによる介護予防推進支援事業（予算額 4,575 千円）

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて住民が主体的に実施する「通いの場」を立上げるとともに、継続的に拡大していくような仕組みづくりと地域づくりを行うため、広島県アドバイザーを市町に派遣する等の支援を行う。（平成 26 年度創設）

(2) リハビリテーション専門職等人材育成調整事業

高齢者の生活改善や社会参加に必要な視点で助言できるリハビリテーション専門職が、市町介護予防事業・地域ケア会議や住民主体の「通いの場」において効果的な取組が実施できるよう派遣体制整備を図る。（平成 27 年度創設）

(3) 介護予防活動普及展開事業

生涯現役社会を実現するため、先進的な市町等で取り組んでいる効果的な介護予防の仕組みを展開し、元気な高齢者を増やすことを目的とする。（平成 29 年度創設）

(4) 地域リハビリテーションの推進

地域リハビリテーション広域支援センター等の指定を通じ、地域における専門的な支援体制を確保するとともに、市町の介護予防の取組を支援する。（平成 16 年度創設）

ア ネットワーク構築

各広域支援センターと市町等でネットワーク会議を設置して、各圏域の地域リハビリテーション体制に係る協議を行い、顔が見える関係を構築するとともに、各広域支援センターが「通いの場」の支援機関と協力して地域へリハビリテーション専門職を派遣する仕組みを構築する。

イ 人材育成の加速

県が人材育成等調整会議を開催し、各職能団体から意見をもらって研修内容を検討し、より実践的な基礎研修・専門研修を実施するとともに、県アドバイザーを派遣し、「通いの場」の支援機関への助言等に併せて、地域のリハビリテーション専門職への OJT を行う。

(5) 「通いの場」推進

健康寿命の延伸に向けて、相関性が認められる要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けている高齢者の割合を低減するため、介護予防の取組を充実・強化し、高齢者が通える範囲で定期的に集まり、身近な人と関わりながら体操などを行い、運動機能や筋力の維持・向上を図る「通いの場」の設置を加速させる。

ア 「通いの場」リーダーの育成等

優良事例の紹介等を通じて、リーダーのモチベーションの維持、「通いの場」のマンネリ化の防止、参加者の継続意欲の向上を図る。

イ 多様な通いの場の推進

通いの場の類型化に伴い、県内の取組の多様な通いの場の好事例を収集し横展開を図る。

第7表 「通いの場」の達成目標

年 度	R2 (実績)	R3 (実績)	R4(実績)	R5 (実績)	R6(実績)	R7(目標)
設置数 (個所)	1,799	1,920	2,057	2,180	2,283	2,350
参加者数 (人)	37,356	38,664	41,500	41,837	45,496	48,500
高齢者人口に占める 「通いの場」の参加者の 割合 (%)	4.5	4.6	5.0	5.1	5.5	5.8